【重要】

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から 自立した学生等が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」を実施しま す。本事業について、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生 等の選考、とりまとめに引き続きご協力をお願いします。

> 事 務 連 絡 令和2年5月29日

各国公立大学法人担当課 大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 大学を設置する各学校設置会社担当課 御中 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課 日本語教育機関担当 文部科学省から指定を受けた海外大学等日本校担当課

文部科学省高等教育局学生 · 留学生課

学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) に係る学生等の選考について (依頼)

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給 付金給付事業(令和2年5月19日閣議決定)については、5月19日付事務連絡等に おいて、各大学等にご協力をいただきながら、事業を進めているところです。



※各学校は選考の上、支援金を支給すべき者の推薦リストを日本学生支援機構に提出

1. 学生等の選考について

今回、各大学等から推薦いただきました学生等につきましては、独立行政法人日本学生 支援機構(以下、「機構」という)において口座情報等を確認後、速やかに学生等の口座に 入金しております。そのため、特に採用決定通知等は行わず、入金をもって採用をご確認 いただくこととしております。また、2.のとおり、今後、配分額を追加で提示する予定 です。

これらの点を踏まえ、各大学等の1回目の配分額を超える者につきましては、明らかに対象外と判断される場合を除き、選考外とせず、「保留」としていただきますようお願いいたします。これらの「保留」とした者については、二次推薦に向けて改めて選考をお願いします。

当該取扱いについて、文部科学省ウェブサイトの学校関係者の皆さま向けページの事務 取扱要領Q&Aを更新しておりますので、ご確認ください。

2. 1回目の推薦状況等について

2回目の配分額につきましては、1回目の推薦状況等を踏まえて決定する予定です。つきましては、下記のとおり調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

<学生支援緊急給付金給付事業に係る申請状況調査>

【提出期限】令和2年6月19日(金)12時(厳守) ※提出期限後は受領できない場合があります。

【調査項目】

- ○学校名(学校法人名ではなく、学校名を記載すること)
- ○学校区分(大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関、その他の別)
- ○国立、公立、私立の別
- ○機構の給付・貸与の奨学金で利用している「学校番号」
- ○1回目の配分額
- ○6月19日までに推薦する額
- ○学校において要件を満たしていると判断したが、推薦リストに掲載できなかった 学生等の人数
- ○学校において要件を満たしていないと判断した学生等の人数
- ○選考方法
- 【回答方法】以下のURLから回答すること。
 - ※URL省略

(本件問合せ先)

<大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関> e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。※ メールの件名に【学校名】記載ください。